

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	
倉吉の中心市街地はその歴史的な経緯から特性・機能の異なる二つの地区（駅周辺地区、打吹地区）によって構成される。倉吉市においては、これら二つの地区が相互に補完し連携しながらその役割を発揮していくことが、市民の福利向上や地域経済の活性化にとって大変重要である。 現状において、両地区の間には複数の路線バスが運行し、多い時には5～10分の間隔で両地区を連絡するバスが運行するなど、地方都市としては高い利便性が確保されている。今後とも、二つの地区を一体に機能させ、市民にとって利用しやすい中心市街地であるためにも、誰にでも利用できる公共交通機関の利用環境の更なる充実が求められる。	

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～		
【実施主体】	倉吉市		
【事業内容】	観光地点を接続するループバスやグリーンスローモビリティを導入し、移動環境の向上を図ることにより、エリア一体での観光客の周遊・滞在を促す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	歴史的資源とアートを活かし観光機能の向上を目指すまち		
【目標指標】	中心市街地における観光入込客数		
【活性化に資する理由】	本事業は、観光入込客の滞留時間を確保し、賑わいと活気があふれるエリア形成を図ることを目的としており、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業費補助金		
【支援措置実施時期】	令和 6 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】鳥取県中部地域公共交通リ・デザイン事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	倉吉市		
【事業内容】	倉吉駅から中心市街地を周遊するループバスの導入やループバスと広域路線との交通結節点の検討など、鳥取県中部地域公共交通計画に基づく地域公共交通のり・デザイン（再構築）を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	歴史的資源とアートを活かし観光機能の向上を目指すまち		
【目標指標】	中心市街地における観光入込客数		
【活性化に資する理由】	本事業は、倉吉駅を利用する観光入込客の利便性の向上、周遊促進に繋がり、賑わいと活気があふれるエリア形成を図るものとして、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業費補助金		
【支援措置実施時期】	令和7年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】鳥取県中部地域公共交通利便増事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	倉吉市		
【事業内容】	路線バス等のキャッシュレス化、バス停留所の待合環境の改善など、鳥取県中部地域利便増進実施計画に基づく利便増進施策を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	歴史的資源とアートを活かし観光機能の向上を目指すまち		
【目標指標】	中心市街地における観光入込客数		
【活性化に資する理由】	本事業は、観光入込客の滞留時間を確保し、賑わいと活気があふれるエリア形成を図ることを目的としており、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金		
【支援措置実施時期】	令和7年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

